

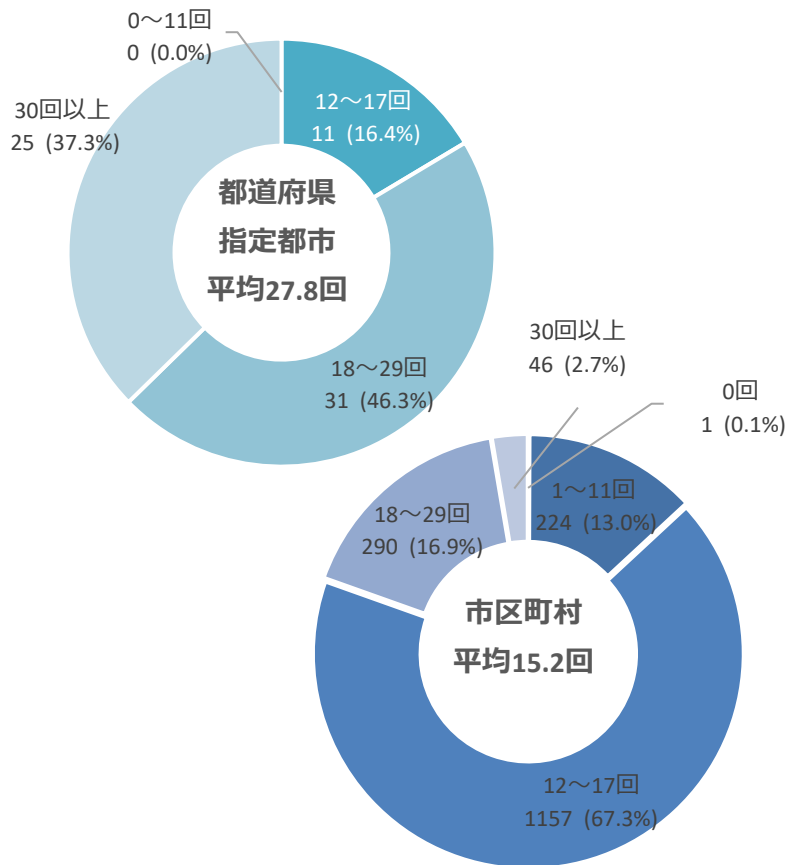
教育委員会の現状について

教育委員会会議の開催状況

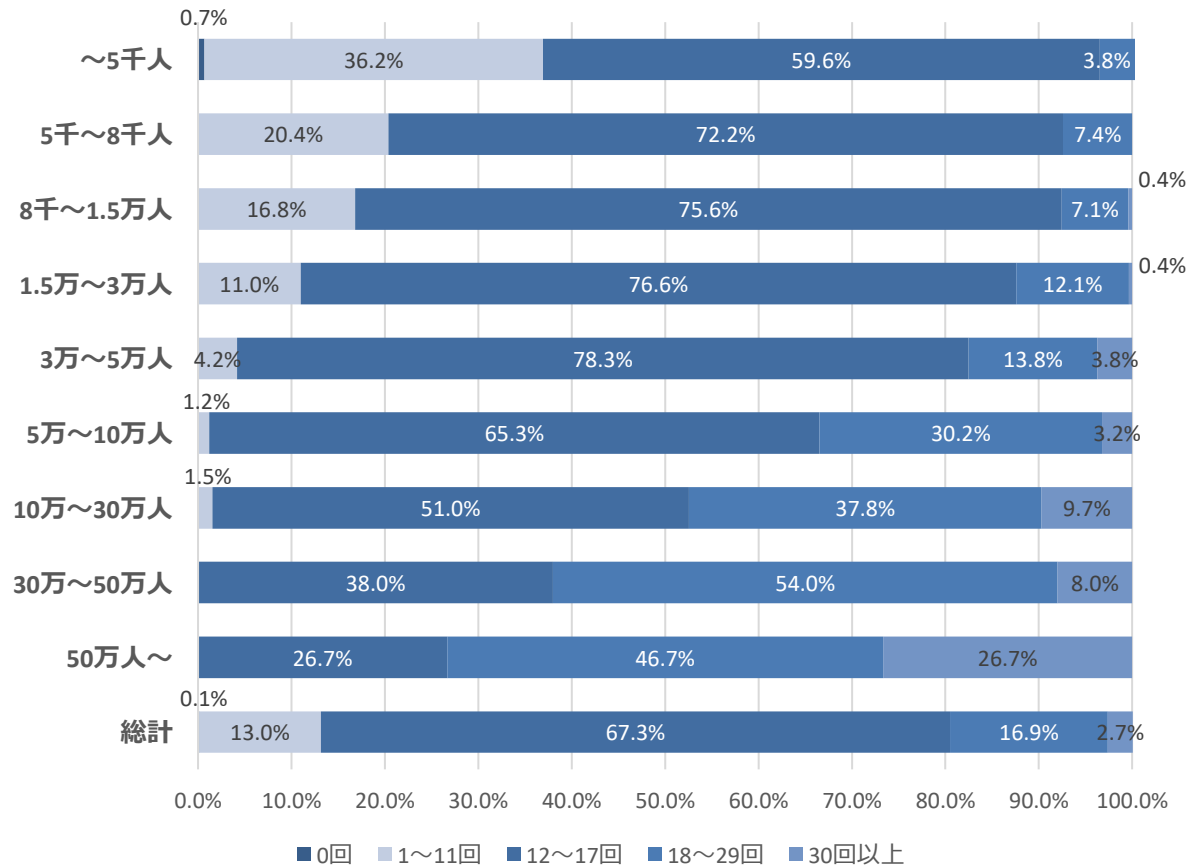
○ 教育委員会会議（意見交換を目的とした委員協議会等の取組を含む。）の開催回数は都道府県・指定都市では、年間平均27.8回、市区町村では、年間平均15.2回である。

(1) 教育委員会会議の開催回数

※委員協議会等を含む



(2) 市区町村規模別開催回数



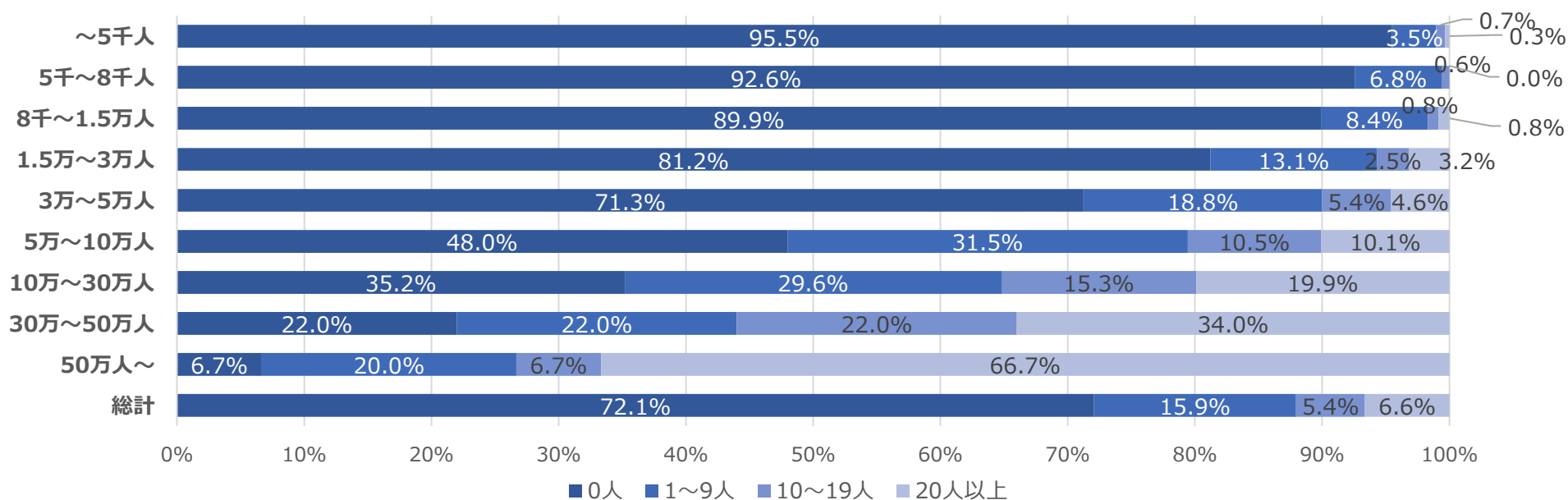
教育委員会会議の傍聴者総数

○市区町村教育委員会のうち、教育委員会会議の年間傍聴者総数が0人の自治体は72.1%である。

(1) 教育委員会会議の年間傍聴者総数

(自治体数)	0人	1~9人	10~19人	20~29人	30~39人
都道府県・指定都市	1 (1.5%)	9 (13.4%)	15 (22.4%)	12 (17.9%)	7 (10.4%)
市区町村	1238 (72.1%)	273 (15.9%)	93 (5.4%)	49 (2.9%)	31 (1.8%)
	40~49人	50~59人	60~69人	70~79人	80人以上
	6 (9%)	3 (4.5%)	3 (4.5%)	1 (1.5%)	10 (14.9%)
	14 (0.8%)	6 (0.3%)	6 (0.3%)	3 (0.2%)	5 (0.3%)

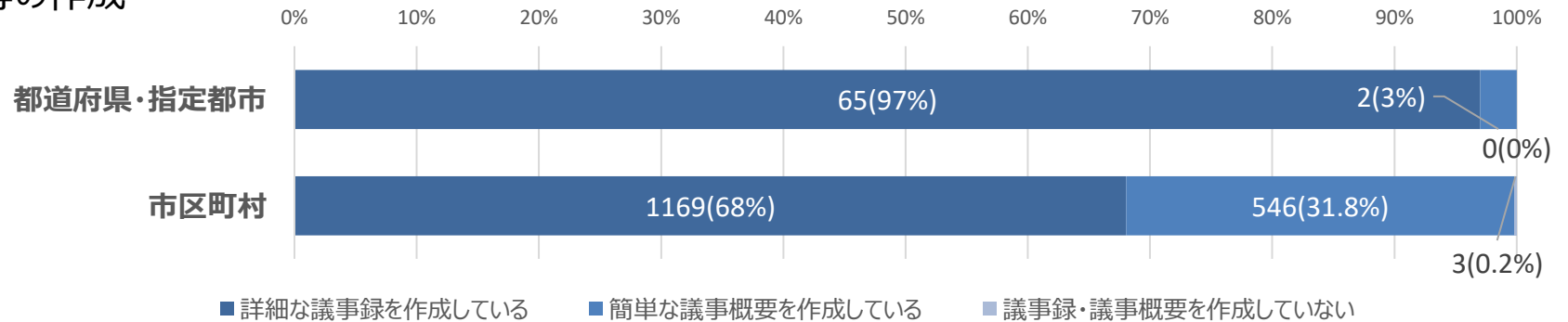
(2) 市区町村規模別年間傍聴者数



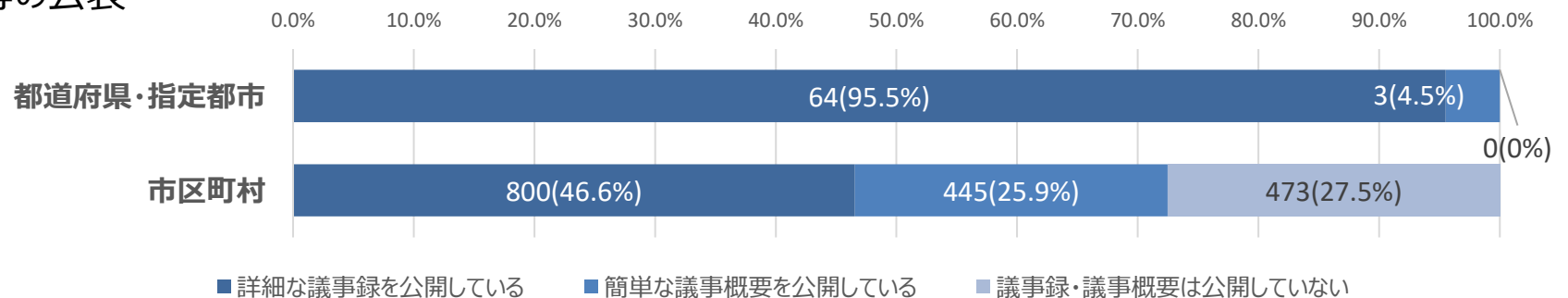
教育委員会会議の議事録等の作成・公表

- 地教行法^(※)第14条第9項では、教育委員会会議の議事録を作成・公表する努力義務が規定されている。
(※)地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)
- 教育委員会会議の詳細な議事録を作成していない教育委員会は、都道府県・指定都市で2(3%)、市区町村で546(31.8%)、詳細な議事録を公表していない都道府県・指定都市は3(4.5%)、市区町村は918(53.4%)である。

(1) 議事録等の作成



(2) 議事録等の公表



教育委員会会議の運営上の工夫等

○教育委員会会議の運営上の工夫や議論の活性化に資する取組について、各教育委員会で様々な取組が行われているが、多くの取組において、市区町村の取組状況は、都道府県よりも低調となっている。

(1) 教育委員会会議の運営上の工夫	都道府県・指定都市	市区町村
土日・祝日の開催	3.0%	2.8%
夕方以降の時間帯（17:00～）の開催	10.4%	12.2%
傍聴者が多数入場できる大規模な会場での開催	26.9%	13.3%
移動（出張）教育委員会の開催及びそれに準ずるもの	11.9%	11.9%
教育委員会会議の開催日時や議案等の情報をホームページに掲載するなどして積極的に告知	100.0%	50.5%

(2) 活発に議論できるような取組の工夫	都道府県・指定都市	市区町村
教育委員会会議の議題についての教育委員を対象とした事前勉強会の開催	65.7%	11.2%
教育委員会会議で委員からの提案に基づき議題を設定	4.5%	5.1%
教育委員会会議開催前の事前資料の配布	89.6%	69.6%
教育委員向けの勉強会や意見交換会の開催	55.2%	15.8%
学校訪問の実施	82.1%	79.6%

○ その他の工夫の例

- 市町村教育委員会や県議会議員と県教育委員会委員との意見交換会を実施した。
- 重要な案件は未成熟な段階から事前に非公開の協議会を開催し、委員の意見を取り入れるとともに、理解を深めていただく機会を設けた。
- 教育委員会会議議決事項の見直しを行った（決裁事項を減らし、教育課題等に関する協議の時間を確保）。
- 教育委員会勉強会を開催した（教育委員会会議の報告事項や審議事項について、事前の勉強会を開催）。
- 学校を訪問し、児童生徒・教職員との交流や意見交換等を通じて、学校現場と教育委員会の相互理解を深めることを目的とするスクールミーティングを実施した。
- 教育委員会の職員とTeamsを使い積極的に情報を伝えている。教育委員会からiPadを貸与し、必要な情報の共有を図っている。

教育委員の研修の実施状況

- 各教育委員会における教育委員の研修機会の確保について、都道府県が域内の全市区町村の委員を対象として行った研修は年間0.6回（平成30年度間：1.0回）、域内の一部市区町村の委員を対象として行った研修は年間1.1回（同：1.4回）である。
- また教育委員1人以上が参加した研修会の回数の平均は、都道府県・指定都市で4.2回（同：6.4回）、市区町村で2.1回（同：4.4回）である。

(1) 都道府県教育委員会が市区町村教育委員会の教育委員を対象として行った研修の平均年間開催回数 (回／都道府県)

	都道府県内全市区町村対象	都道府県内一部市区町村対象
令和3年度間	0.6	1.1
令和2年度間	0.5	1.0
平成30年度間	1.0	1.4

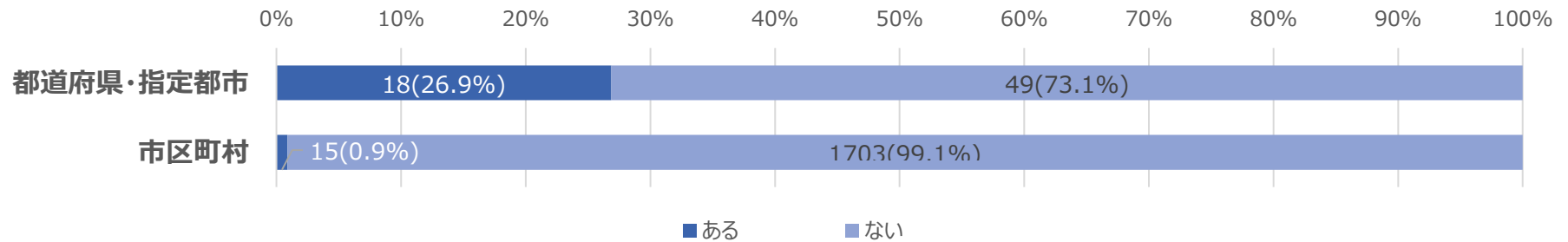
(2) (教育委員1人以上が参加した) 研修会の平均年間開催回数 (回／自治体)

	都道府県・指定都市	市区町村
令和3年度間	4.2	2.1
令和2年度間	3.7	1.0
平成30年度間	6.4	4.4

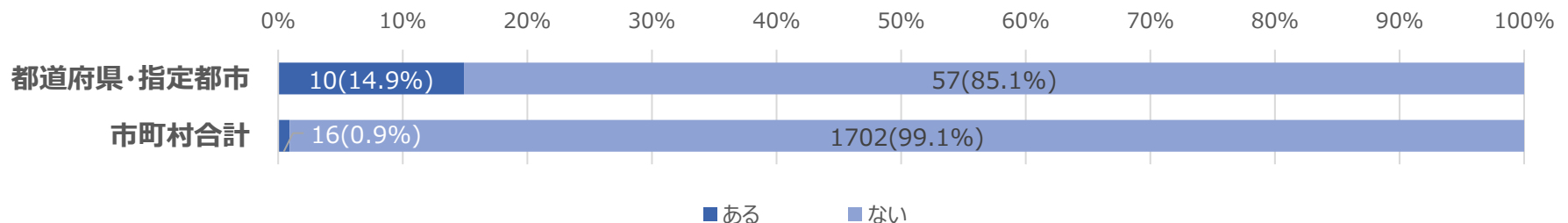
教育委員会事務局職員の専門性

- 都道府県・指定都市教育委員会においては、26.9%（令和2年度間：23.9%）が教育行政職員として独自に新卒採用する制度があるのに対し、市区町村教育委員会においては、ほとんどの自治体で教育行政職の独自採用がない。
- また、中途採用についても同様の傾向がある。

(1) 首長部局で採用された職員が教育委員会事務局に出向する仕組み以外に、教育委員会事務局職員（教員籍の職員を除く。）を教育委員会が教育行政職として独自に新卒採用する制度の有無



(2) 首長部局で採用された職員が教育委員会事務局に出向する仕組み以外に、教育委員会事務局職員（教員籍の職員を除く。）を教育委員会が教育行政職として独自に中途採用する制度の有無



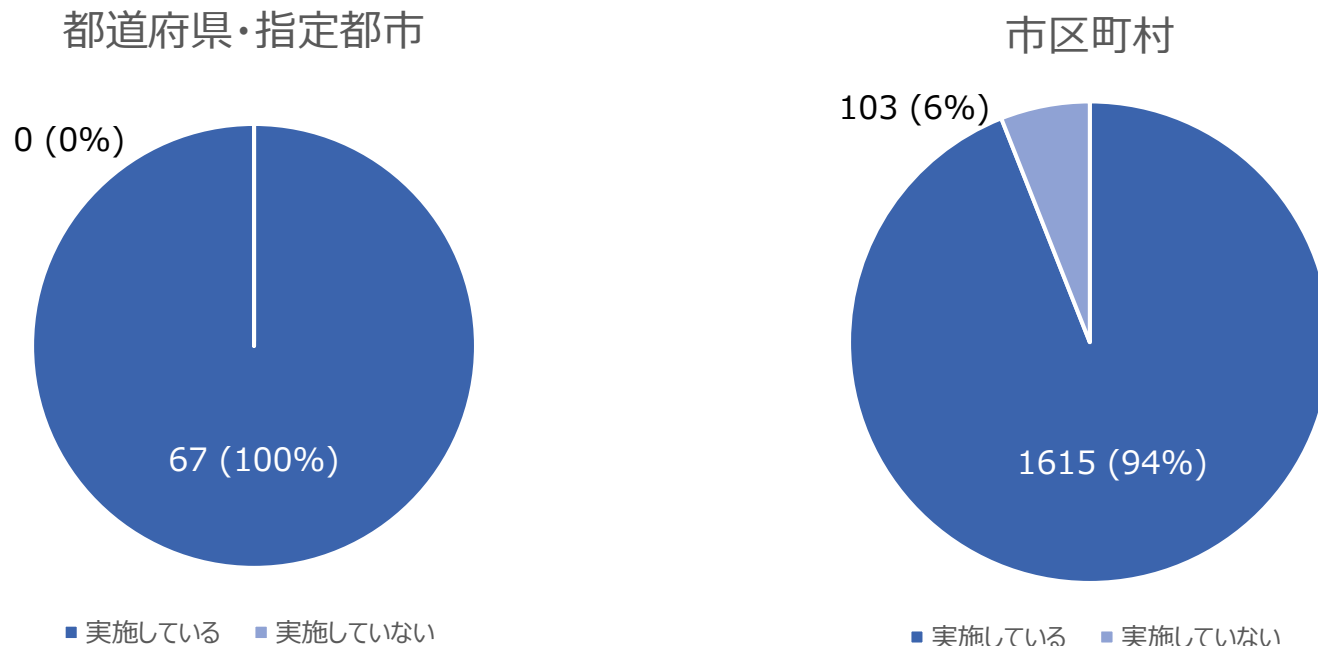
(※)「教育行政職」は、教育委員会事務局でキャリアのほとんど（概ね半分以上）を過ごす一般行政職員を指し、学校事務職員は除く。

(出典) 教育委員会の現状に関する調査（令和3年度間）

教育委員会の活動状況についての点検・評価

- 教育委員会は、毎年、自らの事務の管理・執行状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならないとされており、また、点検・評価を行う際には、学識経験者の知見の活用を図ることが規定されている（地教行法第26条）。
- 点検・評価を行っている教育委員会は、都道府県・指定都市では100%（平成30年度：100%）であるが、市区町村では94.0%（同：98.6%）にとどまっている。

点検・評価の実施状況



都道府県教育委員会事務局職員における教員籍職員の割合

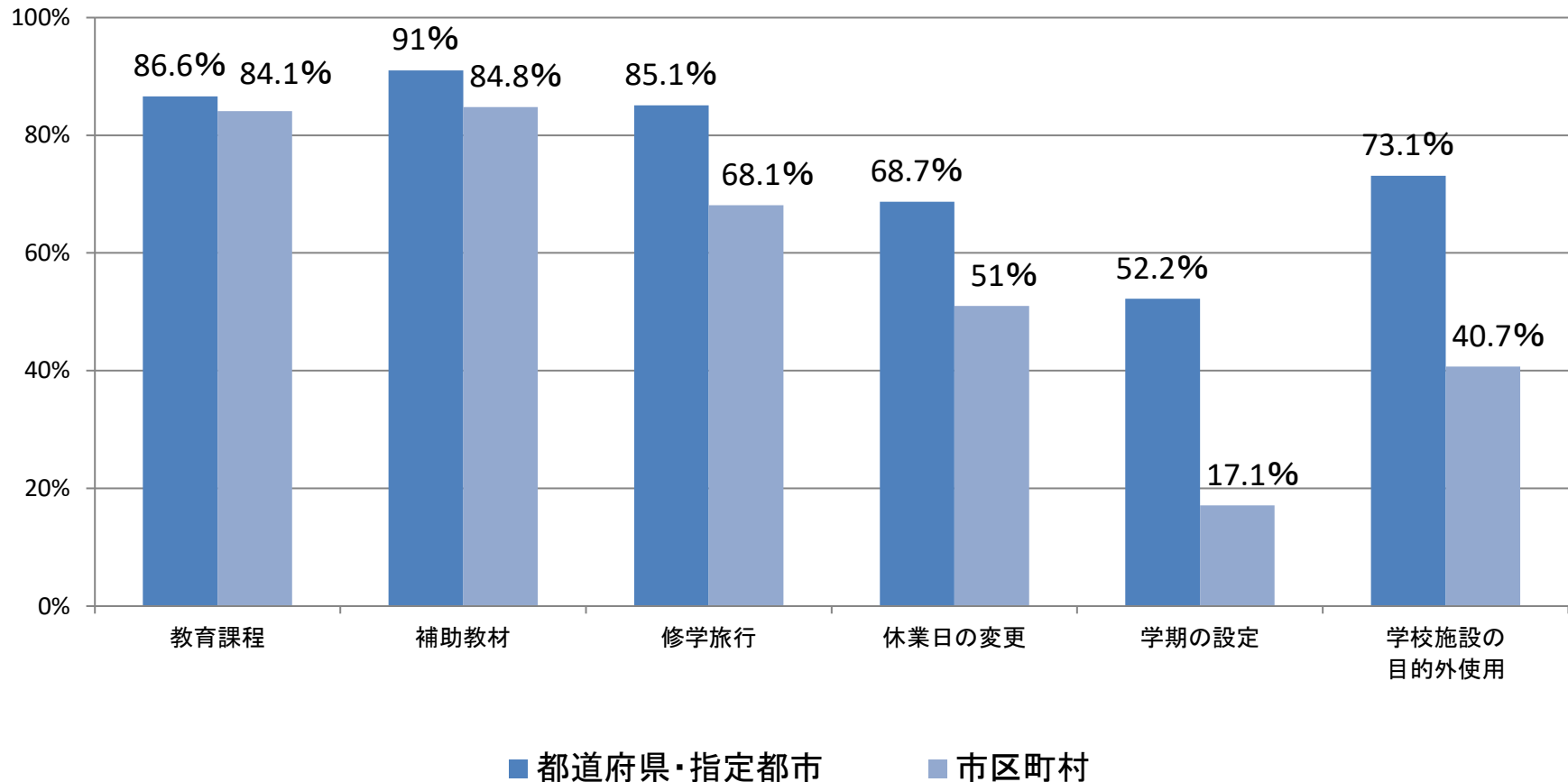
○ 各都道府県教育委員会事務局の職員のうち教員籍（教員採用試験を経て教員として採用された者）の占める割合は本庁では43.9%、教育事務所で66.5% である。

	合計（本庁+教育事務所）			本庁			教育事務所		
	合計	左記の内、教員籍	教員籍の割合	計	左記の内、教員籍	教員籍の割合	計	左記の内、教員籍	教員籍の割合
1 北海道	1,026	276	26.9%	533	109	20.5%	493	167	33.9%
2 青森県	296	117	39.5%	198	63	31.8%	98	54	55.1%
3 岩手県	290	152	52.4%	188	90	47.9%	102	62	60.8%
4 宮城県	364	224	61.5%	260	164	63.1%	104	60	57.7%
5 秋田県	315	174	55.2%	221	89	40.3%	94	85	90.4%
6 山形県	283	172	60.8%	173	91	52.6%	110	81	73.6%
7 福島県	391	247	63.2%	245	140	57.1%	146	107	73.3%
8 茨城県	319	176	55.2%	239	114	47.7%	80	62	77.5%
9 栃木県	347	211	60.8%	235	128	54.5%	112	83	74.1%
10 群馬県	311	179	57.6%	197	88	44.7%	114	91	79.8%
11 埼玉県	600	249	41.5%	485	164	33.8%	115	85	73.9%
12 千葉県	669	384	57.4%	455	204	44.8%	214	180	84.1%
13 東京都	701	169	24.1%	656	154	23.5%	45	15	33.3%
14 神奈川県	507	196	38.7%	415	130	31.3%	92	66	71.7%
15 新潟県	304	129	42.4%	226	89	39.4%	78	40	51.3%
16 富山県	233	167	71.7%	156	102	65.4%	77	65	84.4%
17 石川県	245	148	60.4%	163	87	53.4%	82	61	74.4%
18 福井県	201	129	64.2%	179	110	61.5%	22	19	86.4%
19 山梨県	211	120	56.9%	163	88	54.0%	48	32	66.7%
20 長野県	327	175	53.5%	213	101	47.4%	114	74	64.9%
21 岐阜県	351	230	65.5%	236	140	59.3%	115	90	78.3%
22 静岡県	320	138	43.1%	255	92	36.1%	65	46	70.8%
23 愛知県	431	236	54.8%	244	82	33.6%	187	154	82.4%
24 三重県	277	175	63.2%	265	163	61.5%	12	12	100.0%
25 滋賀県	185	109	58.9%	185	109	58.9%	-	-	-
26 京都府	423	134	31.7%	310	80	25.8%	113	54	47.8%
27 大阪府	554	161	29.1%	554	161	29.1%	-	-	-
28 兵庫県	340	157	46.2%	247	103	41.7%	93	54	58.1%
29 奈良県	169	97	57.4%	169	97	57.4%	-	-	-
30 和歌山県	244	159	65.2%	218	138	63.3%	26	21	80.8%

都道府県	合計（本庁+教育事務所）			本庁			教育事務所		
	合計	左記の内、教員籍	教員籍の割合	計	左記の内、教員籍	教員籍の割合	計	左記の内、教員籍	教員籍の割合
31 鳥取県	177	110	62.1%	137	76	55.5%	40	34	85.0%
32 島根県	335	187	55.8%	215	82	38.1%	120	105	87.5%
33 岡山県	272	126	46.3%	216	90	41.7%	56	36	64.3%
34 広島県	373	164	44.0%	315	126	40.0%	58	38	65.5%
35 山口県	249	166	66.7%	244	162	66.4%	5	4	80.0%
36 徳島県	182	107	58.8%	182	107	58.8%	-	-	-
37 香川県	191	93	48.7%	162	81	50.0%	29	12	41.4%
38 愛媛県	281	169	60.1%	206	115	55.8%	75	54	72.0%
39 高知県	335	209	62.4%	275	153	55.6%	60	56	93.3%
40 福岡県	462	175	37.9%	265	59	22.3%	197	116	58.9%
41 佐賀県	217	131	60.4%	172	90	52.3%	45	41	91.1%
42 長崎県	245	109	44.5%	245	109	44.5%	-	-	-
43 熊本県	380	226	59.5%	291	146	50.2%	89	80	89.9%
44 大分県	253	123	48.6%	201	94	46.8%	52	29	55.8%
45 宮崎県	276	160	58.0%	199	105	52.8%	77	55	71.4%
46 鹿児島県	354	209	59.0%	242	143	59.1%	112	66	58.9%
47 沖縄県	403	184	45.7%	288	116	40.3%	115	68	59.1%
都道府県 合計	16,219	8,038	49.6%	12,138	5,324	43.9%	4,081	2,714	66.5%

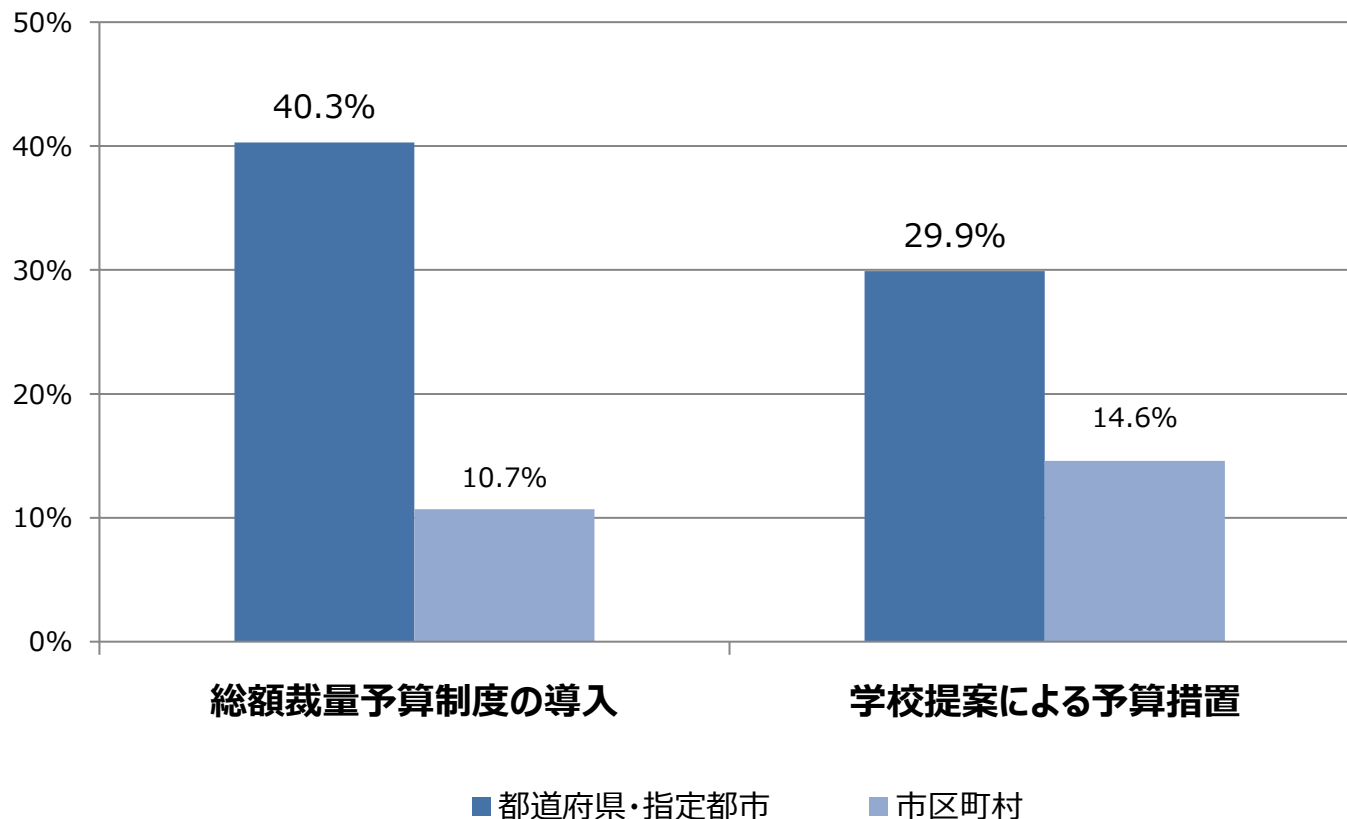
学校管理規則の見直し状況

- 各学校において、教育課程の編成、副教材の使用、宿泊を伴う学校行事の決定、休業日の変更、学期の設定等を行う際に、許可あるいは承認による関与を行わない教育委員会の割合は以下のとおりである。



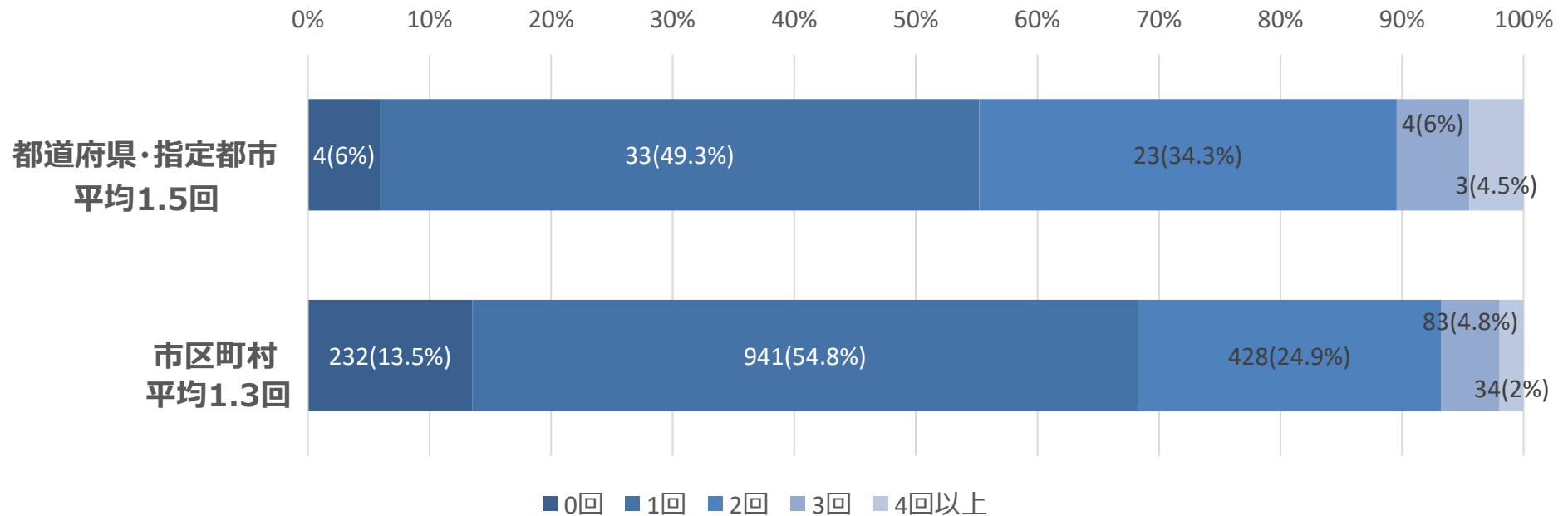
学校裁量予算に関する取組状況

- 学校配当予算の総額が予算項目ごとではなく、総枠として学校に配当される総額裁量予算制度を導入している教育委員会は、都道府県・指定都市で40.3%、市町村で10.7%である。
- また、学校が企画提案した独自の取組について査定し、特別の予算を措置したりするなどの取組を行う教育委員会は、都道府県・指定都市で29.9%、市区町村で14.6%である。



総合教育会議の開催状況

- 総合教育会議の年間平均開催回数は、都道府県・指定都市で平均1.5回、市区町村で平均1.3回である。
- 令和3年度間に総合教育会議を開催しなかった自治体は、都道府県で4（6%）、市区町村で232（13.5%）である。



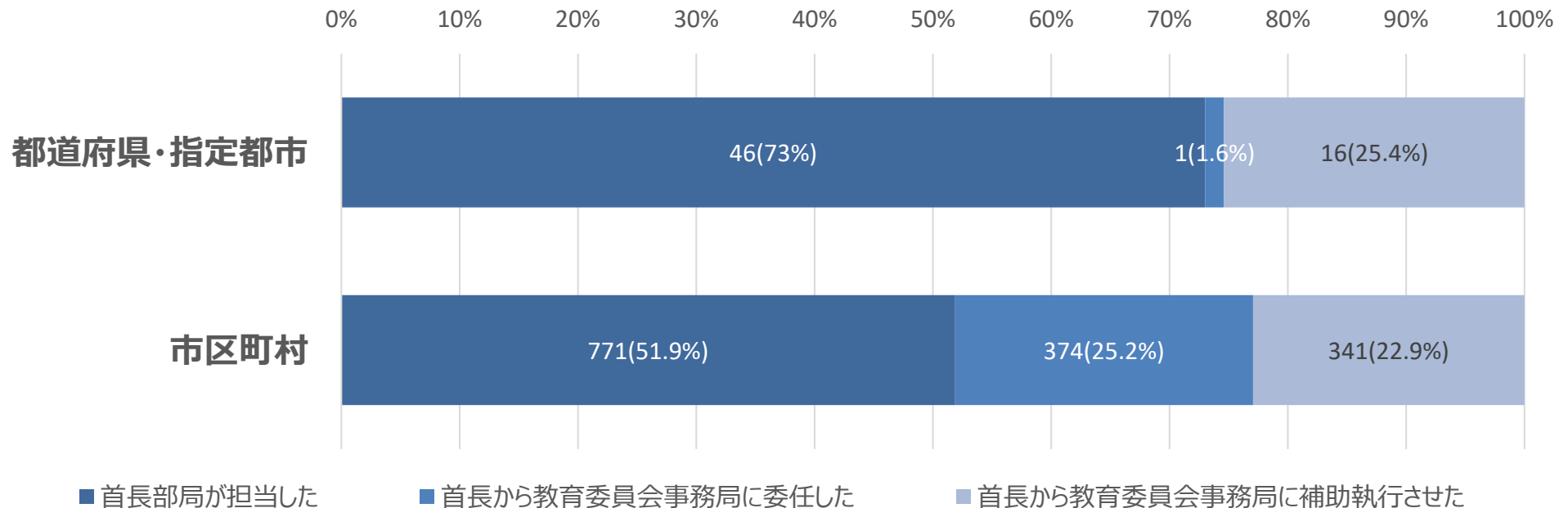
総合教育会議の会議内容

	都道府県・指定都市	市区町村
大綱の策定に関する協議	16	535
ア) 学校等の施設の整備（学校の耐震化を含む）	7	433
イ) 教職員の定数の確保	4	107
ウ) 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携	4	239
エ) 青少年健全育成と生徒指導の連携	3	156
オ) 居所不明の児童生徒への対応	0	18
カ) 福祉部局と連携した総合的な放課後対策	2	95
キ) 子育て支援	6	254
ク) 教材費や学校図書費の充実	1	140
ケ) ICT環境の整備	24	646
コ) 学校における1人1台端末環境の利活用	27	576
サ) 就学援助の充実	3	131
シ) 学校への専門人材や支援員の配置	10	256
ス) 学校の統廃合	5	318
セ) 少人数教育の推進	5	113
ソ) 学力の向上に関する施策	14	428
タ) いじめ防止対策	14	288
チ) コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の地域とともにある学校づくり	11	385
ツ) 学校安全の推進	6	187
テ) スポーツを通じた健康増進や地域活性化	5	207
ト) 学校における防災対策や、災害発生時の対応方針	4	115
ナ) 教職員の働き方改革	9	248
ニ) 福祉、労働、スポーツ、文化等の関係部局と連携した障害者の生涯学習推進	1	71
ヌ) 社会教育施設に関すること	2	284
ネ) 文化振興に関すること（文化財保護を除く）	5	243
ノ) 文化財保護に関すること	3	224
ハ) その他	38	396
児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整	2	34
総合教育会議の運営に関し必要な事項	4	133

重点的に講ずべき施策についての協議・調整

総合教育会議の事務局担当部局

- 総合教育会議は、地方公共団体の長が召集することと規定されている（地教行法第1条の4第3項）が、都道府県・指定都市のうち17（27.0%）、市区町村のうち715（48.1%）の自治体が首長から教育委員会事務局に事務委任するか、補助執行させている。

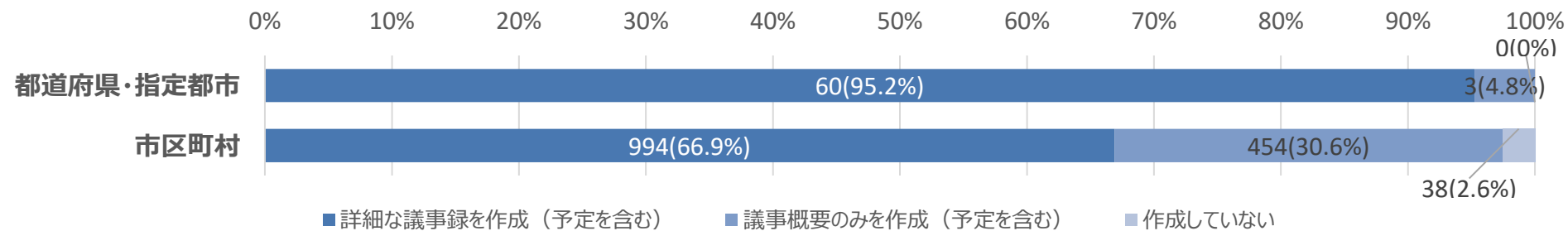


※総合教育会議未開催の自治体は除く

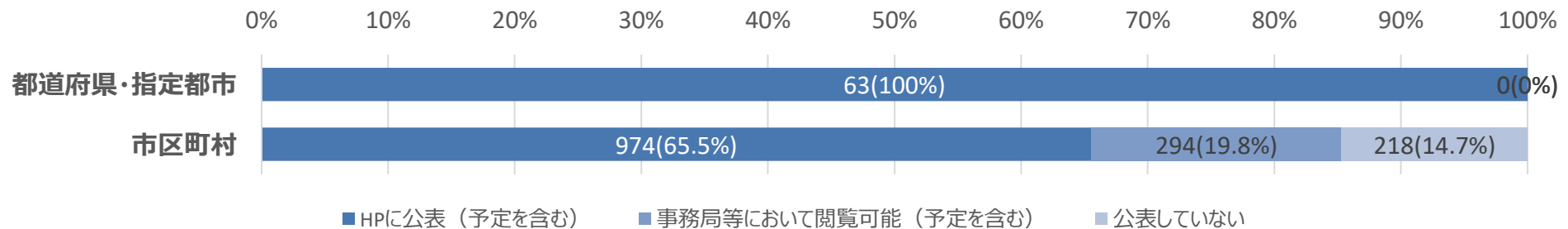
総合教育会議の議事録等の作成・公表

- 地教行法第1条の4第7項では、総合教育会議の議事録を作成・公表する努力義務が規定されている。
- 総合教育会議を開催した自治体のうち総合教育会議の議事録又は議事概要を作成していない市区町村は38（2.6%）、詳細な議事録を作成していない都道府県・指定都市は3（4.8%）、市区町村は454（30.6%）である。

（1）議事録等の作成



（2）議事録等の公表

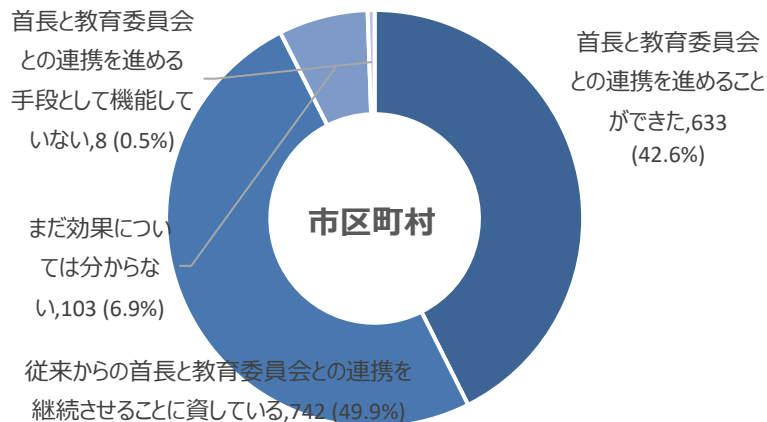
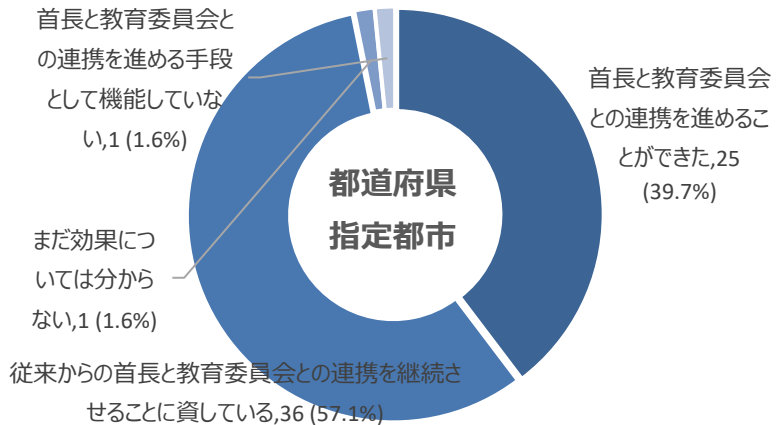


※総合教育会議未開催の自治体は除く

（出典）教育委員会の現状に関する調査（令和3年度間）

総合教育会議を通じた首長部局との連携

○総合教育会議を通じて「首長と教育委員会の連携を進めることができた」若しくは「従来からの首長と教育委員会との連携を継続させることに資している」と回答した都道府県・指定都市、市区町村はともに9割を超えている。



※総合教育会議未開催の自治体は除く

【1. 都道府県・指定都市教育委員会における総合教育会議の主な成果事例】

- ・ 個別支援教育やヤングケアラーへの支援に関する議論を深めたことにより、福祉部局との連携を効果的に進めることができた。
- ・ 課題解決型教育や特別支援教育に関する議論を深めたことにより、関連事業の予算が拡充された。
- ・ 地域と連携した高等学校教育の在り方に関して検討し、学校と地域社会との連携を進めるためのプラットフォームづくりに向けた「探究シンポジウム」の開催につなげた。
- ・ 首長が小学生のプログラミング学習を参観し、県で開発したCBTシステムを体験することで、教育のDXに係る情報共有を図ることができた。
- ・ 「キャリア教育の推進」について、経済局との連携により、市立中学生と市内の企業が、市の新たな可能性を発見し、イノベーションを起こす探究学習プログラムを開始した。
- ・ 「ICT教育の推進」について議論を深めたことで、小・中学生全学年への一人一台端末の整備が完了するとともに、令和4年度にGIGAスクール運営支援センターを新設し、ICT支援員の配置が拡充された。

【2. 市町村教育委員会における総合教育会議の主な成果事例】

- ・ いじめ防止対策推進法に基づく組織体制整備や不登校、いじめの状況報告等を行うことにより、市長部局と情報の共有を行い共通認識を図ることができた。
- ・ 学力向上に係る施策や特別支援教育の充実に関する議論を深めたことにより、学校図書館支援員の新規配置など教育環境の充実につながった。
- ・ 教育課題を論議することにより、指導主事の配置が（R4年4月から）可能になった。
- ・ 多様化する学校課題に対応するためのスクールロイヤーについて意見交換を行い、早期に制度を導入する方向で市長部局との合意ができた。

職種別事務局本務職員数の推移

○平成25年度以降の指導主事（充て指導主事を含む。）の数の推移は、以下の通りであり、概ね増加傾向にある。

① 都道府県

区 分	25年度	27年度	29年度	元年度	3年度	(構成比)	(内 訳)		(増減)
							本 庁	教育事務所	
	人	人	人	人	人	%	人	人	人
総 数	15,516	15,683	16,032	15,924	16,210	(100.0)	12,136	4,074	286
対前回伸び率	△0.3%	1.1%	2.2%	△0.7%	1.8%				
指 導 主 事	1,685	1,733	1,913	1,896	1,999	(12.3)	1,580	419	103
充て指導主事	2,889	2,924	2,941	2,977	3,011	(18.6)	1,630	1,381	34
社会教育主事	595	575	568	556	498	(3.1)	248	250	△58
派遣社会教育主事	127	130	120	111	88	(0.5)	51	37	△23
社会教育主事補	38	32	29	30	42	(0.3)	34	8	12
事務職員	9,542	9,647	9,773	9,685	9,847	(60.7)	7,931	1,916	162
技術職員	600	607	659	643	701	(4.3)	642	59	58
労務職員	40	35	29	26	24	(0.1)	20	4	△2

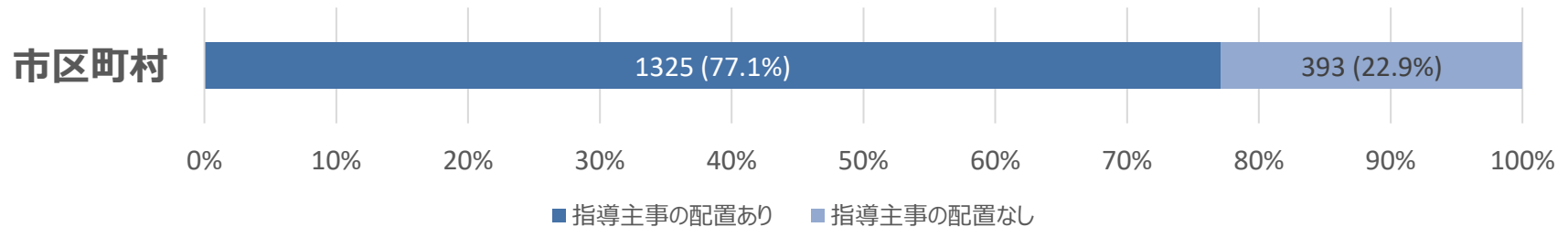
② 市区町村

区 分	25年度	27年度	29年度	元年度	3年度	(構成比)	(構成比)	(増減)
	人	人	人	人	人	%	%	人
総 数	53,583	53,310	55,524	58,001	61,132	(100.0)	(100.0)	3,131
増 減	△697	△273	2,214	2,477	3,131			
対前回伸び率	△1.3%	△0.5%	4.2%	4.5%	5.4%			
指 導 主 事	4,720	5,131	5,480	5,941	6,365	(10.2)	(10.4)	424
充て指導主事	1,399	1,257	1,334	1,288	1,331	(2.2)	(2.2)	43
社会教育主事	1,292	1,175	1,150	1,098	1,027	(1.9)	(1.7)	△71
派遣社会教育主事	140	130	120	111	89	(0.2)	(0.1)	△22
社会教育主事補	25	34	35	47	39	(0.1)	(0.1)	△8
事務職員	41,695	41,654	43,301	45,322	47,673	(78.1)	(78.0)	2,351
技術職員	2,738	2,579	2,795	3,023	3,285	(5.2)	(5.4)	262
労務職員	1,574	1,350	1,309	1,171	1,323	(2.0)	(2.2)	152

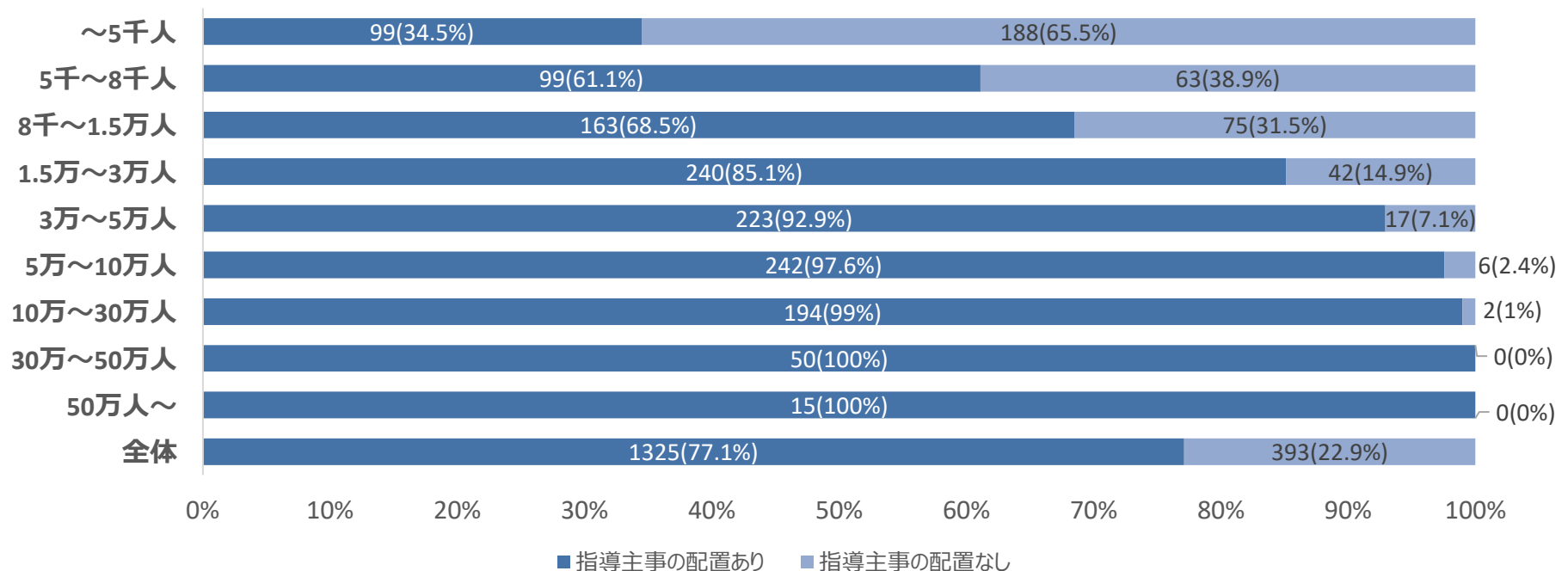
市区町村教育委員会における指導主事の配置状況

○指導主事を配置している市区町村教育委員会は1325（77.1%）であり、393（22.9%）の自治体で指導主事の配置がされていない。

（1）市区町村教育委員会の指導主事の配置状況



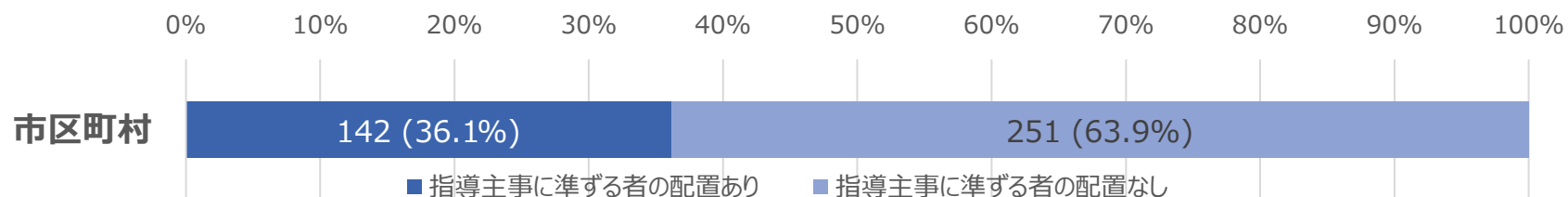
（2）市区町村規模別開催回数



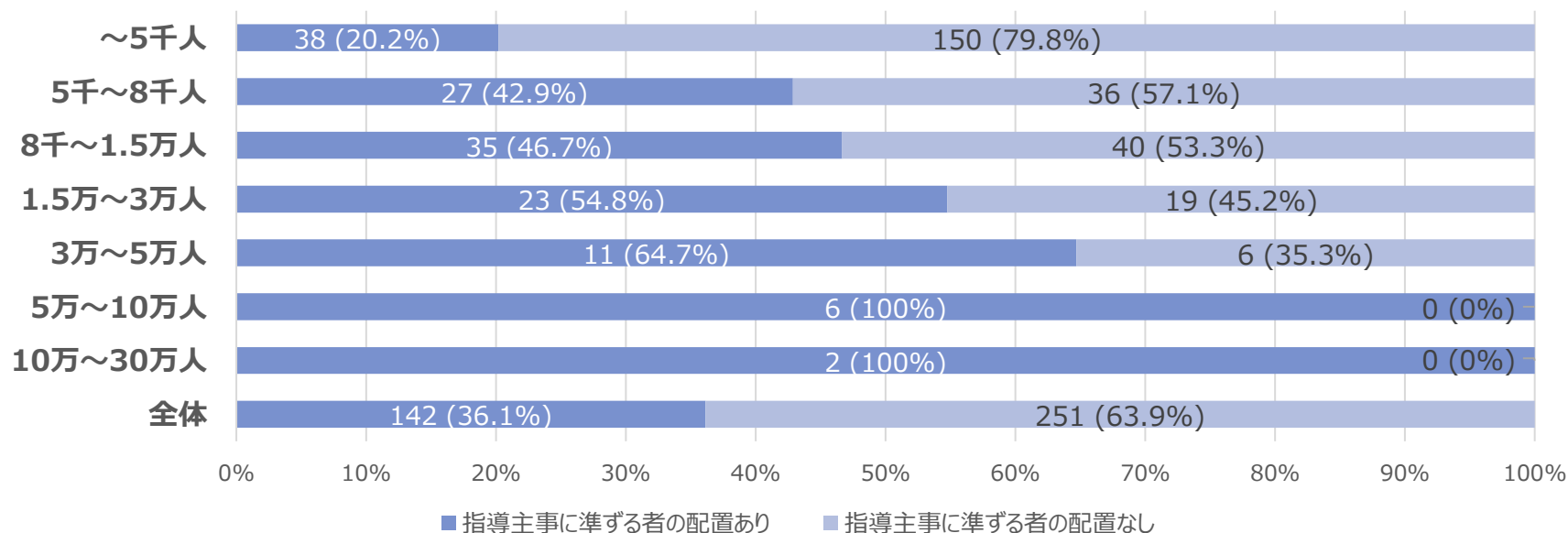
市区町村教育委員会における指導主事に準ずる者の配置状況

○ 指導主事を配置していない市区町村教育委員会でも、そのうち142（36.1%）が、指導主事と同様に、教育委員会が所管する学校の教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者（臨時的任用職員、非常勤の職員を含む）を置いている。

（1）指導主事の配置なしの市区町村教育委員会における指導主事に準ずる者の配置状況



（2）市区町村規模別配置状況



※指導主事未配置の市区町村のみ。

本務職員数別教育委員会数の推移（市区町村）

- 本務職員数別の市区町村教育委員会数をみると、「21～50人」が576自治体（31.9%）で最も多く、次いで「11～20人」が431自治体（23.9%）、「51人以上」が325自治体（18.0%）の順となっている。
- 職員数10人以下の教育委員会数は、474（26.3%）となっている。

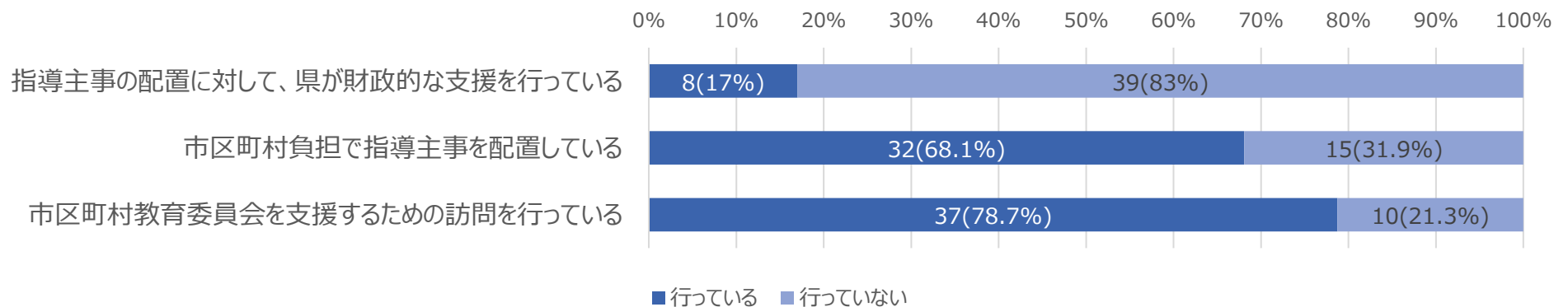
区 分	25年度 (構成比)		27年度 (構成比)		29年度 (構成比)		元年度 (構成比)		3年度 (構成比) (増減)	
		%		%		%		%		%
総 数	1,819	(100.0)	1,814	(100.0)	1,811	(100.0)	1,809	(100.0)	1,806	(100.0) △3
A 本務職員を置く教育委員会	1,799	(98.9)	1,794	(98.9)	1,793	(99.0)	1,792	(99.1)	1,791	(99.2) △1
51人以上	290	(15.9)	278	(15.3)	290	(16.0)	308	(17.0)	325	(18.0) 17
21～50人	520	(28.6)	516	(28.4)	549	(30.3)	562	(31.1)	576	(31.9) 14
11～20人	433	(23.8)	449	(24.8)	434	(24.0)	424	(23.4)	431	(23.9) 7
7～10人	279	(15.3)	296	(16.3)	280	(15.5)	278	(15.4)	251	(13.9) △27
4～6人	177	(9.7)	160	(8.8)	155	(8.6)	141	(7.8)	133	(7.4) △8
2～3人	72	(4.0)	68	(3.7)	59	(3.3)	56	(3.1)	52	(2.9) △4
1人	28	(1.5)	27	(1.5)	26	(1.4)	23	(1.3)	23	(1.3) —
B 本務職員を置かない教育委員会	20	(1.1)	20	(1.1)	18	(1.0)	17	(0.9)	15	(0.8) △2

(注) 職員数については、教育長を除く事務局に勤務する本務職員（指導主事，充て指導主事，社会教育主事，派遣社会教育主事，社会教育主事補，事務職員，技術職員，労務職員）の計である。

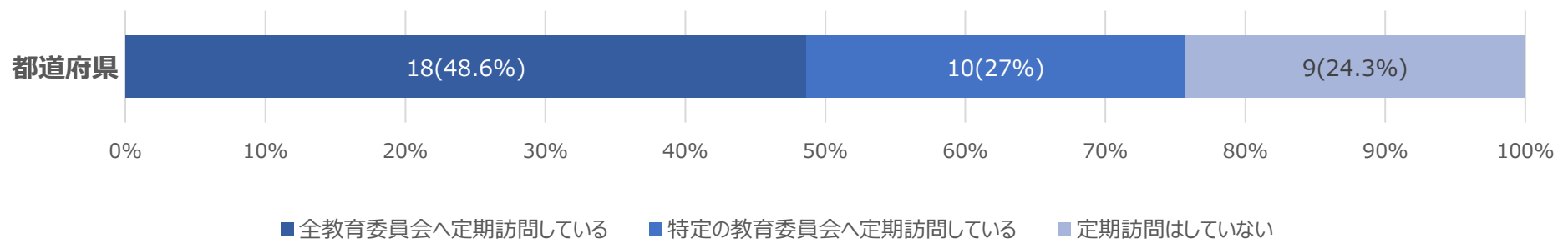
都道府県教育委員会による市区町村への指導主事支援

- 都道府県教育委員会による市区町村教育委員会への指導主事の支援について、財政的な配置支援を行っている都道府県は8（17.0%）、市区町村への訪問支援を行っている都道府県は、37（78.7%）ある。

（1）都道府県による市区町村への指導主事の支援実施について



（2）都道府県による市区町村への指導主事の定期訪問の状況について



市区町村教育委員会における事務の共同処理の状況

- 市区町村教育委員会は、近隣の市区町村教育委員会と協力して地域における教育の振興を図るため、教育委員会の共同設置等の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備・充実に努めることとされている（地教行法第55条の2）。
- 事務の共同処理を実施している市区町村教育委員会の割合はそれぞれ以下のとおりである。

市区町村（指定都市を含む。）における事務の共同処理

近隣地方公共団体との 協議会設置による共同処理	職員を共同設置	近隣地方公共団体との 事務委託
15.4%	2.2%	4.1%
教員の研修に係る事務 教育長、教育委員の研修に関する事務 学校事務に係る事務 教員人事に係る事務 等	指導主事の共同設置 等	児童生徒の就学に係る事務 学校給食に係る事務 等